

## 宇治市交通バリアフリー検討委員会設置要項

### (目的)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づき、本市における移動円滑化に関する基本理念及び基本方針等を定めた宇治市交通バリアフリー全体構想の見直しやこれに基づく基本構想の策定等の検討を行うため、宇治市交通バリアフリー検討委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる各号について、本市における移動円滑化に関する意見の交換および調整、検討を行う。

- (1) 宇治市交通バリアフリー全体構想の見直しに関すること。
- (2) 宇治市交通バリアフリー基本構想の策定に関すること。
- (3) 移動円滑化のために実施すべき事業に関すること。
- (4) 移動円滑化のための事業の進捗に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) 公共交通事業者等の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は会議を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けるときは、副会長がその職務を代理する。

( 委員会の開催 )

- 第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
  - 3 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
  - 4 委員会は原則として公開とする。
  - 5 学識経験者を除く委員の代理は認める。

( 庶務 )

- 第 7 条 委員会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

( 補足 )

- 第 8 条 この要項に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会に諮って会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初の委員会及び任期満了後最初の委員会の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。